

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

第1章 実施体制

目的

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、JIHS²³、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において役割を整理するとともに、緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化【保健福祉部、政策企画部、総務部】

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²⁴。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。市の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める²⁵。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。

1-2. 実践的な訓練の実施【保健福祉部】

市は、政府行動計画及び県行動計画並びに市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 国、県及び市等の連携の強化【保健福祉部、政策企画部、総務部】

- ① 市は、国、県及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備

²³ 国立健康危機管理研究機構（JIHS：Japan Institute for Health Security）

²⁴ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

²⁵ 特措法第26条及び第37条

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目
 第1章 実施体制（準備期）

え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

- ② 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 市は、第3節(対応期)に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

1-4. 市の組織体制及び各部署の役割分担【保健福祉部、全部局】

市は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策に係る有事の組織体制及び各部署の主な役割を次のとおり定める。

【表1 みどり市新型インフルエンザ等対策本部の構成】

| | |
|------|---|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長、教育長 |
| 本部員 | 政策企画部長、総務部長、危機管理監、市民部長、保健福祉部長、みどり市国民健康保険診療所長、産業観光部長、都市建設部長、東支所長、教育部長、こども未来戦略局長、健康づくり局長、競艇事業局長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、桐生みどり消防署長 |
| 事務局 | 健康管理課 |
| 関係課 | 防災危機管理課 |

【表2 新型インフルエンザ等対策に係る各部署の主な役割】

| 部局等 | 主な役割 |
|-------------|---|
| 各部署 (共通) | <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策本部で決定した施策の実行に関する事 ○市の業務継続に関する事 ○所管施設の感染予防策、休業、閉鎖、イベントの自粛に関する事 ○新型インフルエンザ等の発生に備えた関係機関との連携(連絡調整・協議)に関する事 ○職員の感染防止(手洗い・うがいマスクの着用等)に関する事 |
| 政策企画部 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務の縮小等の措置に関する事 ○住民への情報提供(広報、報道機関対応を含む)に関する事 ○住民への啓発に関する事 ○市ホームページの運営に関する事 ○庁内ネットワークの維持に関する事 ○公共交通機関の確保及び利用の自粛(人の流れ)に関する事 ○市内在住外国人等への情報提供に関する事 ○新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事 ○各種行事の自粛要請に関する事 |

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目
第1章 実施体制（準備期）

| | |
|--------------------------------|--|
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理の総合調整に関する事 ○職員の状況把握及び勤務体制の調整に関する事 ○人員の応援体制の調整に関する事 ○職員の感染防止のための衛生用品の備蓄に関する事 ○職員の心身のケアに関する事 ○市有施設の感染防止対策の取りまとめに関する事 ○感染症に関する臨時予算の確保に関する事 |
| 市民部 | <ul style="list-style-type: none"> ○埋火葬に関する事 ○廃棄物の適正処理に関する事 ○住民生活の安全・安心に関する事 ○社会対応の支援に関する事 |
| 保健福祉部 (こども未来戦略局及び健康づくり局を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○感染症危機管理の総合調整に関する事 ○感染予防の普及に関する事 ○感染拡大防止に関する事 ○医療機関との連携に関する事 ○感染状況(患者発生・感染規模等)等の情報収集に関する事 ○患者発生状況等の情報発信に関する事 ○住民、医療機関等からの相談(他部局に係るものを除く)に関する事 ○高齢者、障害者等への支援及び情報提供に関する事 ○予防接種(特定接種・住民接種)に関する事 ○予防接種等実施のための衛生用品の備蓄に関する事 ○社会福祉施設等(高齢、介護、障害者、生活困窮者等)における感染予防に関する事 ○児童福祉施設等への支援及び情報提供に関する事 |
| 産業観光部 (農業委員会事務局を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○関係事業者への支援及び情報提供に関する事 ○野生動物及び家畜等のインフルエンザに関する事 ○農畜産物及び家畜の流通指導に関する事 ○食料品・生活必需品の確保や配分に関する事 ○生活関連物資等の受給や価格の安定等に関する事 ○商工業者から相談の対応及び必要に応じた支援に関する事 ○雇用情勢に係る情報収集、雇用維持支援施策に関する事 ○感染症流行時における観光施策に関する事 |
| 都市建設部 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係事業者への支援及び情報提供に関する事 ○新型インフルエンザ等の影響を受ける方の市営住宅への入居に関する事 ○ライフライン事業者との連絡調整に関する事 ○水の安定供給に関する事 |
| 競艇事業局 | <ul style="list-style-type: none"> ○競艇関連施設等の感染予防策に関する事 ○休業及び関係するイベントの自粛に関する事 |

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目
 第1章 実施体制（準備期）

| | |
|---------|---|
| | |
| 会計局 | ○各部の協力に関すること |
| 議会事務局 | ○市議会の感染防止対策に関すること ○市議会議員との連絡、協議に関すること |
| 監査委員事務局 | ○各部の協力に関すること |
| 教育部 | ○学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校)への情報提供・連絡調整に関すること ○幼稚園児、児童生徒及び職員の感染予防に関すること ○幼稚園児、児童生徒及び職員における学校閉鎖等の処置に関すること ○幼稚園児、児童生徒及び職員における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権確保に関すること ○社会教育団体における情報提供・連絡調整に関すること ○社会教育施設における感染予防に関すること ○予防接種会場等の医療提供体制の協力に関すること ○その他教育施設における感染予防に関すること ○教育施設等及び関係者への支援に関すること |

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【保健福祉部、総務部】

- ① 国は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表²⁶し、閣議にかけて政府対策本部を設置し、公示する。²⁷
県は、政府対策本部設置後、直ちに県対策本部を設置する。
市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、県現地対策本部に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
- ③ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【保健福祉部、総務部】

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁸を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁹ことを検討し、所要の準備を行う。

²⁶ 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項及び第44条の10第1項

²⁷ 特措法第15条

²⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 市対策本部の設置【保健福祉部、総務部】

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
- ③ 市は、県現地対策本部と連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

3-1-2. 必要な財政上の措置【保健福祉部、総務部】

市は、国からの財政支援³⁰を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保³¹し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 国及び県による総合調整【保健福祉部、政策企画部、総務部】

- ① 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。³²
- ② また、県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。³³
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために県から総合調整及び指示があった場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要と認めるときは、総合調整に応じるとともに指示に従う。
- ④ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。
- ⑤ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、政府に指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

3-1-4. 市による総合調整等【保健福祉部、政策企画部、総務部、教育部】

- ① 市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。³⁴
- ② 市は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、県に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求め

³⁰ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³¹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³² 特措法第24条第1項

³³ 感染症法第63条の3第1項

³⁴ 特措法第36条第1項

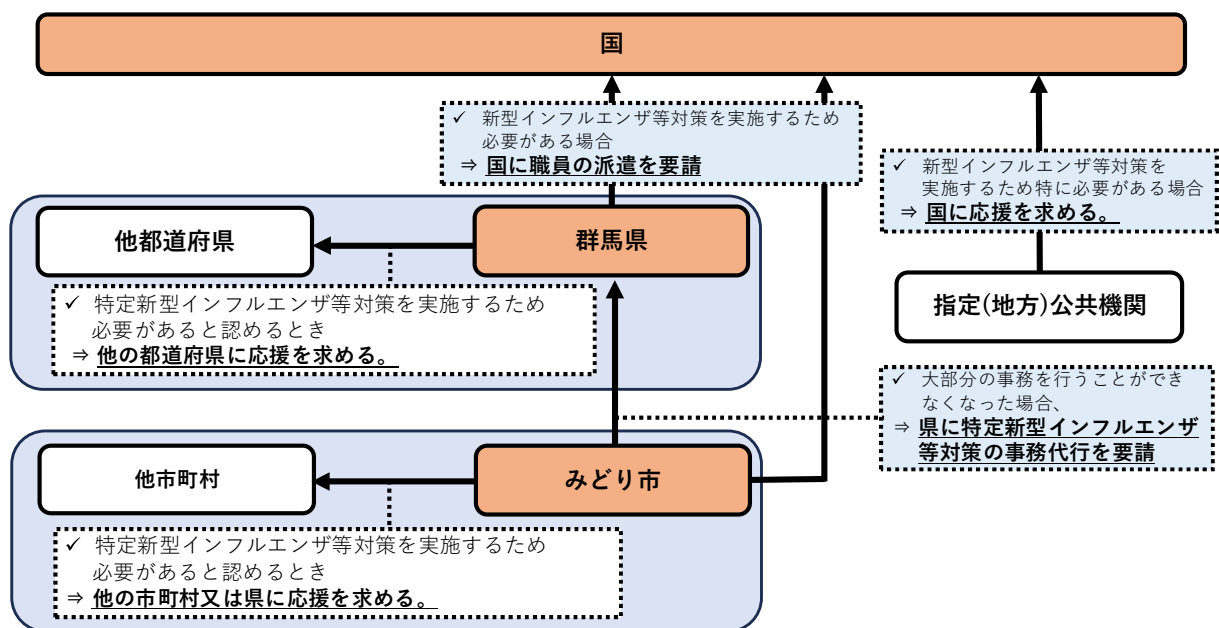
る。³⁵

- ③ 市は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。³⁶
- ④ 市は、市の教育委員会に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。³⁷
- ⑤ 市は、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請を行う。³⁸

3-1-5. 職員の派遣、応援への対応【保健福祉部、総務部】

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要がある場合は、県を経由して、国に職員の派遣要請を行う。³⁹
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁴⁰を要請する。
- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁴¹。

【図6 職員の派遣、応援への対応】



³⁵ 特措法第36条第4項
³⁶ 特措法第36条第5項
³⁷ 特措法第36条第6項
³⁸ 特措法第36条第7項
³⁹ 特措法第26条の6
⁴⁰ 特措法第26条の2第1項
⁴¹ 特措法第26条の4

3-2. 市対策本部の廃止【保健福祉部、総務部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。⁴²

⁴² 特措法第37条